

**製品カテゴリールール (PCR)**  
**(認定 PCR 番号 : PA-172290-BH-05)**

**対象製品 : プレキャストコンクリート(PC)製品 (中間財) 【第 5 版】**

**Product Category Rule for**  
**“Precast Concrete (PC) (intermediate goods)”**

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「プレキャストコンクリート (PC) 製品」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日等	2023 年 9 月 1 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 山岸 健 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-172290-BH-05	2023年9月1日	改訂： 1-1 地理的範囲を追加、附属書Cを削除
PA-172290-BH-04	2023年1月6日	改訂 プログラム運営者住所変更
PA-172290-BH-03	2022年4月1日	改訂 1-1 地理的範囲を削除、プログラム名称変更
PA-172290-BH-02	2022年3月10日	改訂。7-2、附属書Aに骨材を追加。
PA-172290-BH-01	2021年4月21日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	<a href="https://ecoleaf-label.jp/">https://ecoleaf-label.jp/</a>
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「プレキャストコンクリート(PC)製品」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「プレキャストコンクリート(PC)製品」を対象とする。この PCR で対象とする「プレキャストコンクリート(PC)製品」とは、プレハブ建築協会「PC 部材品質認定制度」あるいは日本建築総合試験所「建築構造部材 PCa 製品に用いるコンクリートの生産技術性能証明」による認定を取得している工場において製造されるコンクリート製品を指す。
2-2	機能	土木工事、建築工事に用いるプレキャストコンクリート (PC) 部材の提供
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位とする (個、面積 (m <sup>2</sup> )、体積 (m <sup>3</sup> )、重量 (kg、t))。ただし、個の単位については、製品特有の単位 (本、枚、ピースなど) を使用してもよい。
2-4	対象とする構成要素	本体、附属品 (本体に取り付けられる金物など) を対象とする。
3	引用した規格および PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	現時点 (2022 年 3 月) で引用する PCR はない。  次の JIS 規格を引用する。 ・ JIS A 0203 (コンクリート用語) における用語および定義
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	コンクリートに関する用語は、JIS A 0203 (コンクリート用語) に定められており、基本的には JIS に定められた用語による。下記には、本 PCR に関連するものを抜粋して示す。また、JIS に規定されていない用語においては、日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS10 プレキャスト鉄筋コンクリート工事」を参照すること。  1020 モルタル セメント、水、細骨材及び必要に応じて加える混和材料を構成材料とし、これらを練り混ぜその他の方法によって混合したもの、又は硬化させたもの。  1030 グラウト 空隙、目地、ひび割れなどの細かい隙間を充填するために、注入用材料として用いるセメントペースト又はモルタル。  1101 コンクリート セメント、水、細骨材、粗骨材及び必要に応じて加える混和材料を構成材料とし、これらを練り混ぜその他の方法によって混合したもの、又は硬化させたもの。  1302 鉄筋コンクリート

	<p>鉄筋で補強されたコンクリート。</p> <p>1304 プレストレストコンクリート PC 鋼材などによってプレストレスが与えられているコンクリート。</p> <p>1401 プレキャストコンクリート 工場又は工事現場内の製造設備によって、あらかじめ製造されたコンクリート部材又は製品。</p> <p>2110 ポルトランドセメント 水硬性のカルシウムシリケートを主成分とするクリンカーに適量のせっこうを加え、微粉碎して製造されるセメント。一般には JIS R 5210 に規定するセメントをいう。</p> <p>2130 混合セメント ポルトランドセメントに、高炉スラグ微粉末、シリカ質混合材、フライアッシュなどの混合材をあらかじめ混合したセメント。</p> <p>2200 混和材料 セメント、水及び骨材以外の材料で、コンクリートなどに特別の性質を与えるために、打込みを行う前までに必要に応じて加える材料。</p> <p>2210 混和材 混和材料の中で、使用量が比較的多く、それ自体の容積がコンクリートなどの練上がり容積に算入されるもの。</p> <p>2213 フライアッシュ 微粉炭燃焼ボイラの燃焼ガスから集じん器で捕集されるアッシュ (JISA 6201 参照)。</p> <p>2214 高炉スラグ微粉末 溶鉱炉でせん (銑) 鉄と同時に生成する熔融状態の高炉スラグを水によって急冷し、これを乾燥・粉砕したもの、又はこれにせっこうを添加したもの (JISA 6206 参照)。</p> <p>2215 膨張材 セメント及び水とともに練り混ぜた後、水和反応によってエトリンガイド、水酸化カルシウムなどを生成し、コンクリート又はモルタルを膨張させる混和材 (JISA 6202 参照)。</p> <p>2250 混和剤 混和材料の中で、使用量が少なく、それ自体の容積がコンクリートなどの練上がり容積に算入されないもの。</p> <p>2251 化学混和剤 主として、その界面活性作用によって、コンクリートの諸性質を改善するために用いる混和剤 (JISA 6204 参照)。</p> <p>2300 骨材 モルタル又はコンクリートをつくるために、セメント及び水と練り混ぜる砂、砂利、砕砂、碎石、スラグ骨材、その他これらに類似の材料。</p> <p>2311 細骨材 10 mm 網ふるいを全部通り、5 mm 網ふるいを質量で 85%以上通る骨材。</p>
--	---

		<p>2312 粗骨材 5 mm 網ふるいに質量で 85 %以上とどまる骨材。</p> <p>2410 鉄筋 f コンクリートに埋め込んで、コンクリートを補強するために用いる棒状の鋼材 (JIS G 3112 及び JIS G 3117 参照)</p> <p>2420 PC 鋼材 プレストレストコンクリートに用いる緊張用の鋼材 (JIS G 3109, JIS G 3137 及び JIS G 3536 参照)。</p> <p>3501 設計基準強度 構造計算において基準とするコンクリートの強度。</p> <p>4601 標準養生 温度を 20±3 °Cに保った水中、湿砂中又は飽和蒸気中で行う供試体の養生。</p> <p>4607 蒸気養生 高温の水蒸気中で行う促進養生。</p> <p>4701 型枠 打ち込まれたコンクリートを所定の形状及び寸法に保ち、コンクリートが適切な強度に達するまで支持する仮設物。</p>
5	製品システム (データの収集範囲)	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造段階</li> </ul> <p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス 【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】 製品の生産に係るプロセス</p>
5-2	カットオフ基準 およびカットオフ対象	<p>【カットオフ基準】</p> <p>以下の基準に従ってカットオフを行ってもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギーの 1%まで</li> <li>・ 再生不可能な 1 次エネルギー使用量の 1%まで</li> <li>・ 単位プロセスの総投入量の 1%まで</li> <li>・ エネルギー使用量、質量および環境影響の最大 5%まで</li> </ul> <p>ただし、有害性および毒性を有する物質は、全質量の 1%以下であってもカットオフしてはならない。</p> <p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷</li> <li>・ 生産工場などの建設に係る負荷</li> <li>・ 複数回使用する資材の負荷</li> <li>・ 投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷</li> <li>・ 副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷</li> <li>・ 事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷</li> <li>・ 消耗品 (各種工具類、切断用刃物、潤滑油、剥離剤、コンベヤーベルト等) に係る負荷</li> </ul>
5-3	ライフサイクル	<p>附属書 A (規定) に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、この</p>

	フロー図	ライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-4	二次データの品質	【時間に関する範囲の基準】 ・生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は直近の5年以内の任意の1年間、または同等の期間とする。 ・その他の二次データの期間に関する範囲は10年以内とする。
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-6	配分	【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-7	シナリオ	【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。  【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。
6-8	その他	【密度に関する規定】 トンキロ法を用いて「セメント」、「混和材料」などの輸送に係るGHG排出量を求める場合には、実測やヒアリング等でデータが得られなければ、下記の見掛け密度を用いて、材積（m <sup>3</sup> ）から重量（t）に換算してもよい。下記に規定されていない資材については、重量の一次データもしくは運搬時の荷姿に応じた見掛け密度の根拠となるデータを収集すること。  ・セメント（バラセメント輸送用ローリー車の場合） ポルトランドセメント（普通、早強、中庸熱、低熱）、高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメントなど）：1.0（g/cm <sup>3</sup> ）

		<p>・ 混和材料（バラセメント輸送用ローリー車の場合）  高炉スラグ微粉末：1.0（g/cm<sup>3</sup>）  フライアッシュ：0.8（g/cm<sup>3</sup>）</p> <p>※道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（第一節）第81条（乗車定員および最大積載量）を参考に規定</p>																														
7	製造段階に適用する項目																															
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス（投入物の生産（バイオマスの場合は育成等）を含む）  【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス  【A3】 製品の生産に係るプロセス</p>																														
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象製品の原材料となる「セメント」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量</td> <td>一次</td> <td>「セメント」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>対象製品の原材料となる「骨材」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量</td> <td>一次</td> <td>「骨材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>対象製品の原材料となる「混和材料（粉体系の混和材、液体系の混和剤など）」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量</td> <td>一次</td> <td>「混和材料」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>対象製品の原材料となる「鉄筋」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量</td> <td>一次</td> <td>「鉄筋」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「その他資材（金物、配管など）」 重要な原材料の製造プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「その他資材（金物、配管など）」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「型枠」 製品生産サイトへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「型枠」 製造原単位 転用の考え方は7-5 参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象製品の原材料となる「セメント」、「骨材」、「混和材料」、「鉄筋」、「その他資材（金物、配管など）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「型枠」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位 転用の考え方は7-5 参照</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	対象製品の原材料となる「セメント」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「セメント」 製造原単位	対象製品の原材料となる「骨材」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「骨材」 製造原単位	対象製品の原材料となる「混和材料（粉体系の混和材、液体系の混和剤など）」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「混和材料」 製造原単位	対象製品の原材料となる「鉄筋」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「鉄筋」 製造原単位	「その他資材（金物、配管など）」 重要な原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「その他資材（金物、配管など）」 製造原単位	「型枠」 製品生産サイトへの投入量	一次	「型枠」 製造原単位 転用の考え方は7-5 参照	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	対象製品の原材料となる「セメント」、「骨材」、「混和材料」、「鉄筋」、「その他資材（金物、配管など）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「型枠」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位 転用の考え方は7-5 参照
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																														
対象製品の原材料となる「セメント」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「セメント」 製造原単位																														
対象製品の原材料となる「骨材」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「骨材」 製造原単位																														
対象製品の原材料となる「混和材料（粉体系の混和材、液体系の混和剤など）」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「混和材料」 製造原単位																														
対象製品の原材料となる「鉄筋」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「鉄筋」 製造原単位																														
「その他資材（金物、配管など）」 重要な原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「その他資材（金物、配管など）」 製造原単位																														
「型枠」 製品生産サイトへの投入量	一次	「型枠」 製造原単位 転用の考え方は7-5 参照																														
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																														
対象製品の原材料となる「セメント」、「骨材」、「混和材料」、「鉄筋」、「その他資材（金物、配管など）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																														
「型枠」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位 転用の考え方は7-5 参照																														

【A3】製品の生産に係るプロセス（サイト間輸送を含む）

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品、型枠剥離剤、養生シート等）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品、型枠剥離剤、養生シート等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等」 「廃水」 ※2		

※1 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

- ・ 輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

- ・ 輸送手段ごとの「燃費」
- ・ 輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

- ・ 輸送手段ごとの「輸送重量」

※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」	※1	「各輸送手段」



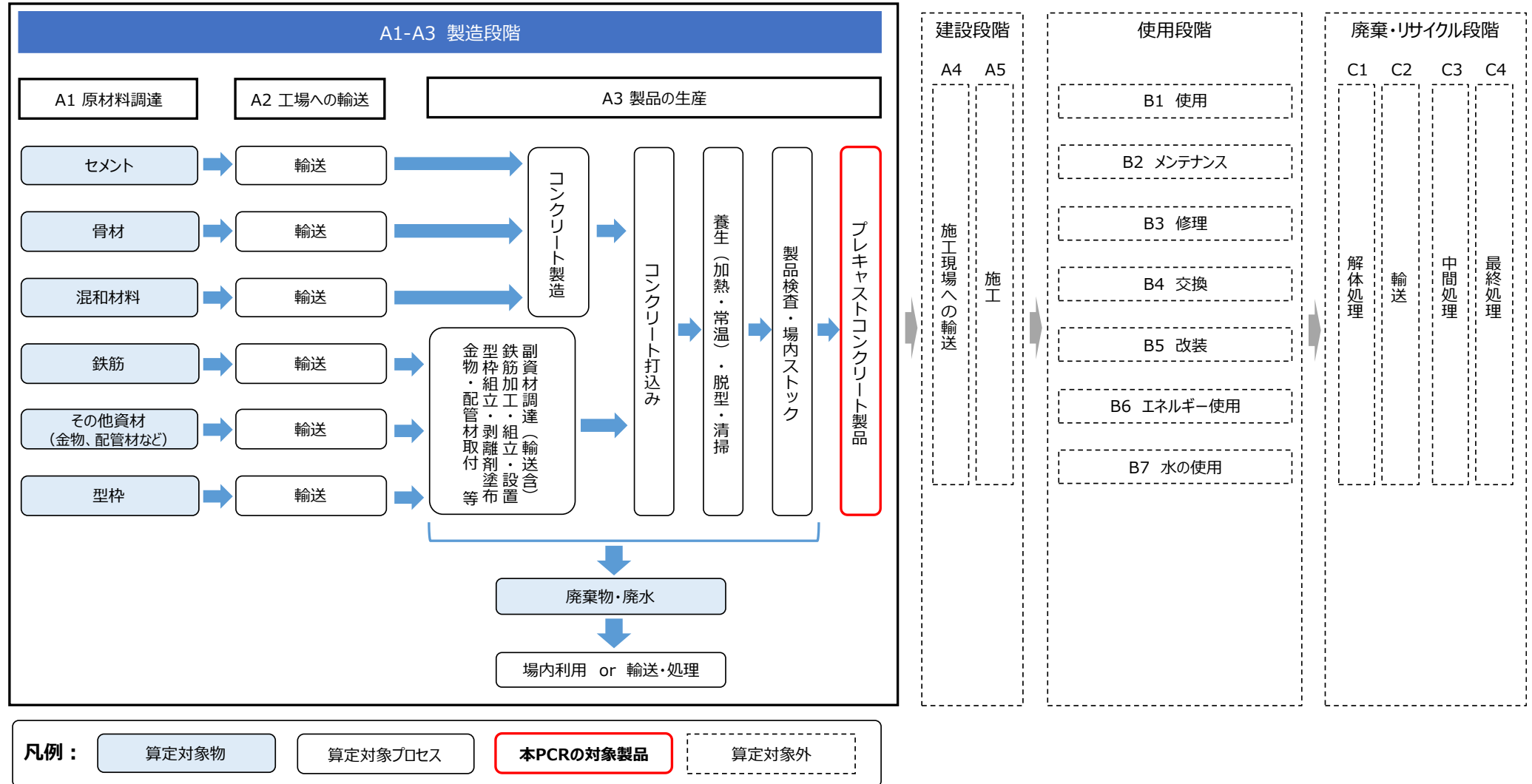
		各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	輸送原単位
		<b>【配分のために収集する一次データ収集項目】</b> ・「本体の中身」の生産量 ・「共製品」の生産量	
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。	
7-4	シナリオ	「廃棄物」の処理に係る環境負荷 排出量については附属書 C（規定）のシナリオを用いてもよい。	
7-5	その他	<b>【「型枠」に関する規定】</b> 型枠は通常複数回転用されることが多いため、算定単位によって転用回数も考慮した投入量を設定することが望ましい。また、複数回にわたって大量の製品の生産に転用されることが明らかな場合には、5-2の規定に従ってカットオフの対象としてもよい。	
8	建設段階に適用する項目		
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 <b>【A4】</b> 施工現場への輸送に係るプロセス <b>【A5】</b> 施工に係るプロセス	
8-2	データ収集項目	対象外	
8-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外	
8-4	シナリオ	対象外	
8-5	その他	対象外	
9	使用段階に適用する項目		
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 <b>【B1】</b> 使用に係るプロセス <b>【B2】</b> メンテナンスに係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） <b>【B3】</b> 修繕に係るプロセス（必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む） <b>【B4】</b> 製品の交換に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） <b>【B5】</b> 改装に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） <b>【B6】</b> 製品使用時のエネルギーの使用 <b>【B7】</b> 製品使用時の水の使用	
9-2	データ収集項目	対象外	
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外	
9-4	シナリオ	対象外	
9-5	その他	対象外	

10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目													
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 【C1】 撤去・解体に係るプロセス 【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス 【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス 【C4】 廃棄物処理プロセス												
10-2	データ収集項目	対象外												
10-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外												
10-4	シナリオ	対象外												
10-5	その他	対象外												
11	LCI 計算、ライフサイクル影響評価に関する項目（エコリーフによる宣言にのみ適用する項目）													
11-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
12	宣言方法													
12-1	製品の仕様	【必須記載事項】 ・製品質量 (kg、t) もしくは体積 (m <sup>3</sup> ) ・設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> ) ・主要な生産サイト												
12-2	エコリーフライフサイクル影響評価結果	【必須記載事項】 以下の環境影響領域について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール A1-A3 は合算表示してもよい。 ・気候変動 IPCC 2013 GWP 100a ・オゾン層破壊 ・富栄養化 ・酸性化 ・光化学オキシダント												
12-3	エコリーフライフサイクルインベントリ分析関連情報	【必須記載事項】 以下の内容について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール A1-A3 は合算表示してもよい。 <table border="1" data-bbox="483 1805 1412 1995"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	再生可能エネルギー	MJ	-	非再生可能エネルギー	MJ	-	再生可能資源	kg	-
項目名	単位	備考												
再生可能エネルギー	MJ	-												
非再生可能エネルギー	MJ	-												
再生可能資源	kg	-												

		<table border="1"> <tr> <td>非再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>淡水の消費</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>-</td> </tr> </table>	非再生可能資源	kg	-	淡水の消費	m <sup>3</sup>	-			
非再生可能資源	kg	-									
淡水の消費	m <sup>3</sup>	-									
12-4	エコリーフ材料及び物質に関する構成成分	<p>以下の内訳を質量のパーセンテージ (%) で記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セメント</li> <li>・混和材料</li> <li>・骨材</li> <li>・鉄筋</li> <li>・その他付属品 (取付金物等)</li> </ul>									
12-5	エコリーフ廃棄物関連情報	<p>廃棄物に関する情報を、下記の表として記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。</td> </tr> <tr> <td>無害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。	無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。
項目名	単位	備考									
有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。									
無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。									
12-6	CFP 算定結果	気候変動 100 年指数 (第 5 次報告書・IPCC 2013) の結果を公開する。									
12-7	追加情報 (エコリーフ /CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送シナリオの概要を記載する</li> </ul>									
12-8	その他エコデザイン関連情報 (エコリーフ /CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質に関する情報に関して、生産サイト特有の有害物質を特定のうえ、下記の表を使用して記載する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質名</th> <th>CAS 番号</th> <th>法令・規制の名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨表示内容の規定】</p> <p>以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコデザインシステム情報 (ISO14001 認定工場等)</li> <li>・環境に配慮した調達情報 (FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等)</li> </ul>	有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等	「物質名」			「物質名」		
有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等									
「物質名」											
「物質名」											
12-9	その他	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコリーフシート①算定対象段階に、対象とした段階および算定から除外した段階を明確に記載する。</li> <li>・エコリーフシート①第三者検証者情報欄に、ISO14025 および ISO21930 に従った本宣言およびデータの独立した検証を受けた旨を記載する。</li> </ul> <p>【製品間比較に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間財の場合、製品間比較を行ってはならない。</li> </ul>									

附属書A：ライフサイクルフロー図（規定）

本PCRの算定範囲



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※本フローはPC製品のライフサイクルの概要を示した。特定の製品の算定にあたっては、不要なプロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿って算定すること

## 附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

### B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

### B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ		
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 100%
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 100%
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 100%
	原材料調達輸送 (セメント、混和材料)	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 20kL タンクローリー <積載率> 100%
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 100%
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→港)	<輸送手段> 内航輸送 (貨物) 船
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 100%
	サイト間輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 100%
	副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 100%

## 附属書C:コンクリートの廃棄・リサイクルシナリオ（規定）

コンクリートの廃棄・リサイクルシナリオについては、次のシナリオを使用してもよい。

### ①「コンクリートがら」、「コンクリート塊」、「回収骨材」

工場内再利用されずに排出されるものを対象に産業廃棄物として計上する。  
これらは、そのほとんどが路盤材等として再利用されることを考慮する。

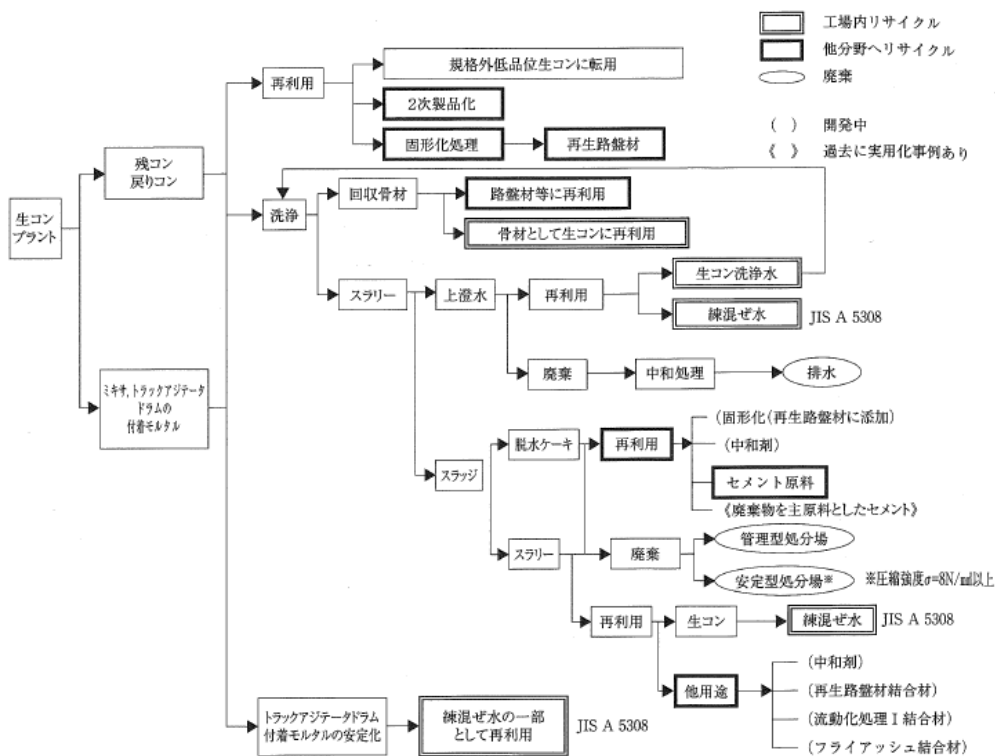
### ②「スラッジ」、「脱水ケーキ」

工場内再利用されずに排出されるものを対象に産業廃棄物として計上する。  
再利用に関するデータが取得できない場合には、全て埋立処分とする。

### ③「スラリー水」、「上澄水」、「洗浄水」

排水の影響に関しては中和処理の工程を考慮する。具体的には、中和設備に投入される希硫酸もしくは炭酸ガスなどを計上したうえで工業廃水処理として計上する方法がある。

※下図は、生コン工場における再利用廃棄物処理のフローを示したものであるが、算定対象の生産サイトにおいて同様の処理フローを整理して、当該サイトにおけるリサイクル率を試算し、コンクリートの廃棄・リサイクルシナリオの根拠データとしてもよい。



付図1.10 生コン工場における再利用廃棄物処理のフロー<sup>6)</sup>

出典) 全国生コンクリート工業組合連合会：生コン工場品質管理ガイドブック（第5次改訂版）平成20年